

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための
協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
3	協定締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	協定の内容	一
1	用語	二
2	目的	二
3	漁獲に関する暫定的な保存管理措置	二
4	科学的調査及び監視に関する共同計画	二
5	検討及び更なる実施	二
6	意思決定	三
7	紛争解決	三
8	非締約国	三
9	有効期間	三
10	他の協定との関係	三
11	その他	四
三	協定の実施のための国内措置	四
(参 考)		五

一 概説

1 協定の成立経緯

中央北極海の公海水域において、近年、氷の範囲の減少に伴い将来的に漁獲が行われ得る水域が拡大していることから、海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するため、同水域において規制されていない漁獲を防止する必要性が国際的に認識されるようになった。このような背景から、我が国、カナダ、中華人民共和国、デンマーク、アイスランド、大韓民国、ノルウェー、ロシア、アメリカ合衆国及び欧州連合の間で平成二十七年（二千十五年）十二月から計七回の政府間交渉が行われ、平成三十年（二千十八年）十月にイルリサット（デンマーク）において、この協定が作成された。

2 協定締結の意義

この協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止することを目的として、この水域における漁獲に対する予防的な保存管理措置の適用等について定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国の漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認められる。

3 協定締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により、我が国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、地域的な漁業管理のための機関等によって採択される保存管理措置又は第五条1(c)(ii)の規定に基づいて締約国が将来定めることがある暫定的な保存管理措置に基づいてのみ協定水域において商業的漁獲を行うことを許可する義務等を負うこととなる。

4 早期国会承認が求められる理由

この協定は、交渉に参加した十箇国・機関全てによる締結の後に効力を生ずる。平成三十一年（二千十九年）二月一日現在、締約国はない。我が国として、自国の漁業の安定した発展を図り、及びこの協定の目的に積極的に協力する観点から、この協定を早期に締結することが望ましい。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文十五箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 用語（第一条）

この協定上の用語（「協定水域」、「魚類」、「漁獲」、「商業的漁獲」、「試験的漁獲」及び「船舶」）について定義している。

2 目的（第二条）

この協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として、予防的な保存管理措置の適用を通じて中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止することを目的とする。

3 漁獲に関する暫定的な保存管理措置（第三条）

(1) 各締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、地域的な漁業管理のための機関等によって採択される保存管理措置又は第五条 1(c)(ii)の規定に基づいて締約国が将来定めることがある暫定的な保存管理措置に基づいてのみ協定水域において商業的漁獲を行うことを許可する。

(2) 締約国は、第四条の規定に基づいて作成される科学的調査及び監視に関する共同計画の枠組み及び自国の科学的計画の下で科学的調査を行うことを奨励される。

(3) 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、第五条 1(d)の規定に基づいて締約国が定める保存管理措置に基づいてのみ協定水域において試験的漁獲を行うことを許可することができる。

4 科学的調査及び監視に関する共同計画（第四条）

締約国が、科学的活動における協力を円滑にすること、この協定の効力発生から二年以内に科学的調査及び監視に関する共同計画（以下「共同計画」という。）を作成すること、共同計画の発展、調整及び実施を指導すること、共同の科学的会合を行うこと等について規定している。

5 検討及び更なる実施（第五条）

締約国が、原則として二年に一回会合し、当該会合において、この協定の実施状況及びこの協定の有効期間に関する問題を検討す

ること、全ての入手可能な科学的情報を検討すること、協定水域における漁獲を管理する地域的な漁業管理のための機関を設立するための交渉等を開始するかどうかを決定すること、当該交渉等が開始され、締約国が魚類資源の持続可能性を確保するための仕組みに合意した後、協定水域における魚類資源に関する追加の又は異なる暫定的な保存管理措置を定めるかどうかを決定すること、この協定の効力発生から三年以内に協定水域における試験的漁獲のための保存管理措置を定めること等について規定している。

6 意思決定（第六条）

締約国の決定は、手続問題については賛成票又は反対票を投ずる締約国の過半数による議決で行い、実質問題についてはコンセンサス方式によって行うこと、及びいずれかの締約国が実質問題であると認める問題は実質問題とみなされることについて規定している。

7 紛争解決（第七条）

千九百九十五年八月四日に作成された分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（以下「千九百九十五年協定」という。）第八部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争について準用する。

8 非締約国（第八条）

締約国がこの協定の非締約国に対してこの協定に合致する措置をとることを奨励すること等について規定している。

9 有効期間（第十三条）

この協定が、その効力発生の後最初の十六年間効力を有すること、当該最初の期間の満了の後は原則として順次五年の延長期間中効力を有すること等について規定している。

10 他の協定との関係（第十四条）

この協定のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約又は千九百九十五年協定に反映されている国際法の関連する規定に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について規定している。

11 その他

署名（第九条）、加入（第十条）、効力発生（第十一条）、脱退（第十二条）及び寄託者（第十五条）について規定している。
三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び財政措置を必要としない。

(参 考)

- 1 作成 平成三十年十月三日 イルリサットにおいて作成
- 2 効力発生 平成三十一年二月一日現在 未発効（カナダ、中華人民共和国、デンマーク、アイスランド、日本国、大韓民国、ノルウェー、ロシア、アメリカ合衆国及び欧州連合によるこの協定の批准書、受諾書及び承認書並びにこの協定への加入書の全てを寄託者が受領した日の後三十日で効力を生ずる。）
- 3 署名国 九箇国及び欧州連合
カナダ、中華人民共和国、デンマーク、アイスランド、日本国、大韓民国、ノルウェー、ロシア、アメリカ合衆国、欧州連合
- 4 締約国 平成三十一年二月一日現在 なし